

令和三年法務省令第十号

法務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）第二条第一項第二号、第三条第一項、第六条第四項第三号、第八条第五項（同令第十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第九条第五項（同令第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）を実施するため、法務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

（研究所、研究部その他の命令で定める部課等）

第一条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第二条第一項第二号の命令で定める部課等は、法務総合研究所研究部とする。

（外国人を任用できない職の範囲）

第二条 令第三条第一項の命令で定める職は、法務総合研究所研究部長とする。

（本邦法人又は外国法人等の範囲）

第三条 令第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。

一 発明者等が所属する本邦法人又は外国法人等（以下「特定法人等」という。）により発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている法人（以下「特定子会社」という。）

二 特定法人等の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有する法人（以下「特定親会社」という。）

三 法人で、特定法人等により所有されるその株式又は出資の数又は額と、当該特定法人等に係る特定子会社により所有されるその株式又は出資の数又は額に当該特定法人等の当該特定子会社に対する出資比率を乗じて計算した株式又は出資の数又は額とを合計した株式又は出資の数又は額の当該法人の発行済株式の総数等に占める割合が百分の五十を超えるもの

四 法人で、その所有する特定法人等の株式又は出資の数又は額と、当該法人に係る子会社（当該法人により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている会社をいう。）の所有する当該特定法人等の株式又は出資の数又は額に当該法人の当該子会社に対する出資比率を乗じて計算した株式又は出資の数又は額とを合計した株式又は出資の数又は額の当該特定法人等の発行済株式の総数等に占める割合が百分の五十を超えるもの

五 特定親会社により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている法人

六 特定法人等と、各当事者がそれぞれの保有する特許権等に係る特許発明又は登録実用新案の実施を他方の当事者に対して許諾する義務を定めた契約を締結している法人であって、令第六条第三項に掲げる特許権等が国と当該法人との共有に係る場合において、当該法人のその特許発明若しくは登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、若しくは時価よりも低い対価を受け、又は国所有の当該特許権等について、当該法人に対し、通常実施権の許諾を無償とし、若しくはその許諾の対価を時価よりも低く定めることが、国際共同研究の円滑な推進に特に必要であると認められるもの

（国有施設減額使用の手続）

第四条 令別表第一の二の項第二号に掲げる機関（以下「機関」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し令第八条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

2 法務大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第八条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第二の認定書を交付するものとする。

（国有地減額使用の手続）

第五条 機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第九条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第三の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

2 法務大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第九条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第四の認定書を交付するものとする。

（中核的研究機関に係る特例）

第六条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一 中核的研究機関の名称

二 法第三十七条第一項に規定する特定の分野

第七条 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の国有の試験研究施設の使用に関し令第十一条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第五の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

2 法務大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十一条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第六の認定書を交付するものとする。

第八条 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第十二条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本一通及び副本一通を法務大臣に提出しなければならない。

2 法務大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十二条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に別記様式第八の認定書を交付するものとする。

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

別記様式第1（第4条第1項関係）

認定申請書

年 月 日

法務大臣 殿

郵便番号
住 所
氏 名 法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名
記名又は署名

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第8条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 1の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設
- 3 1の研究が、国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であることの説明
- 4 2の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果
- 5 2の試験研究施設を使用して得た記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供を約すること。
- 6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 上記3については、研究を行っている国の機関名を記すこと。

別記様式第2（第4条第2項関係）

別記様式第2（第4条第2項関係）

認定書

認定番号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第8条第1項の規定に基づき、下記1の研究は、国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であると認定する。

年 月 日

法務大臣

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う者
- 2 1の研究を行うに当たって使用を認める国有の試験研究施設
- 3 2の試験研究施設を使用して得た記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供することを条件とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3（第5条第1項関係）

認定申請書

年 月 日

法務大臣 殿

郵便番号
住 所
氏 名 法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名
記名又は署名

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第9条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 機関の敷地内に整備する施設の概要
- 3 2の施設の用に供するために使用又は収益の許可を受ける必要のある土地の位置及び面積
- 4 2の施設において行おうとする研究の概要
- 5 4の研究の結果得た記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供を約すること。
- 6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 上記1については、研究の実施主体、実施期間、実施場所及び各研究実施主体がそれぞれ行う研究内容を明らかにすること。

3 上記2の機関については、その機関名を記すこと。

別記様式第4（第5条第2項関係）

認定書

認定番号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第9条第1項の規定に基づき、下記1の者は、下記2の機関と共同して行う下記1の研究に必要な下記3の施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年 月 日

法務大臣

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う者
- 2 1の者と共同して研究を行う機関
- 3 機関の敷地内に整備する施設の概要
- 4 1の研究の結果得た記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供することを条件とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5（第7条第1項関係）

認定申請書

年 月 日

法務大臣 殿

郵便番号
住 所
氏 名 法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名
記名又は署名

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第11条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 1の研究が、中核的研究機関が現に行っている研究と関連することの説明
- 3 1の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設
- 4 3の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果又は研究の成果
- 5 3の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供又は研究の成果の国への報告を約すること。
- 6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6（第7条第2項関係）

認定書

認定番号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第11条第1項の規定に基づき、下記1の研究は、下記2の国有の試験研究施設を使用して行うことが中核的研究機関が現に行っている研究と関連すると認定する。

年 月 日

法務大臣

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う者
- 2 1の研究を行うに当たって使用を認める国有の試験研究施設
- 3 2の試験研究施設を使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7（第8条第1項関係）

認定申請書

年 月 日

法務大臣 殿

郵便番号
住 所
氏 名 法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名
記名又は署名

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第12条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 中核的研究機関の名称及びその敷地内に整備する施設の概要
- 3 2の施設の用に供するために使用又は収益の許可を受ける必要のある土地の位置及び面積
- 4 2の施設において行おうとする研究の概要
- 5 2の施設において行った研究の結果得た記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供又は研究の成果の国への報告を約すること。
- 6 1の研究を行う国以外の者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明
- 7 1の研究が、中核的研究機関が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であるもの又は中核的研究機関が行った研究の成果を活用するものである場合にあつては、その旨の説明

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 上記1については、中核的研究機関と共同して行う研究を行おうとする場合には、研究の実施主体、実施期間、実施場所及び各研究実施主体がそれぞれ行う研究内容を明らかにすること。
- 3 上記4については、中核的研究機関と共同して行う研究を行おうとするときに記すこと。

別記様式第8（第8条第2項関係）

認定書

認定番号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第12条第1項の規定に基づき、下記1の者は、下記2の中核的研究機関と共同して行う下記1の研究、下記2の中核的研究機関が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である下記1の研究又は下記2の中核的研究機関が行った研究の成果を活用する下記1の研究に必要な下記2の施設を当該中核的研究機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年 月 日

法務大臣

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
- 2 中核的研究機関の名称及びその敷地内に整備する施設の概要
- 3 2の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。